

新型コロナウイルス感染症対策に関する提言

政府においては、国難とも言うべき新型コロナウイルス感染症対策に関係機関とも協力して全力で取り組まれており、心から敬意を表します。

全国において新規感染者数が減少する中、9月末をもって「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」は、全ての対象地域において解除されました。

このことは、デルタ株が猛威を振るい、かつてない感染拡大をもたらした第5波の大きな波が、ようやく収束に向かうとともに、国民のワクチン2回目の接種率が6割を超え上昇している状況とあわせて、段階的に日常を取り戻すことのできる環境が整いつつあるものと考えているところです。

一方で、感染症の影響が長期化し、飲食店や観光関連事業者、地方の中小企業などは非常に厳しい状況にあります。また、休業や失業等により収入が減少するなど、苦境に立たされている方々も数多くいらっしゃいます。

新型コロナウイルス感染症への対応に当たっては、総理が示されたように国民の協力が不可欠であり、今こそ、こうした厳しい状況にある方々に安心と希望を与える取り組みの強化が求められているものと考えます。

加えて、アフターコロナの社会経済構造の改革を促進し、我が国を速やかに成長軌道に乗せていく観点からも、十分な規模の経済対策を早期に実施していくことが必要です。

今後も国と地方が連携しながら、新型コロナウイルスの感染拡大防止と国民生活や社会経済活動の回復を両立させ、さらには「成長と分配の好循環」の実現に向けた対策を迅速に講じていけるよう、以下のとおり提言いたします。

1. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額について

- 地方創生臨時交付金については、感染拡大の第5波への対応に加え、休業要請や外出自粛要請等により大きな影響を受けた事業者に対する支援策などを講じてきた結果、本県も含め全国で不足する見込みとなっている。

今後の感染拡大への備えや落ち込んだ地域経済の活性化対策など、地方自治体がさらなる取り組みを早急に推進することができるように、予備費からの充当も含め、臨時交付金の増額を行うこと。

2. 新たな持続化給付金の創設等について

- 感染症の影響により、旅館、ホテル、飲食店をはじめ、地方の中小企業は極めて厳しい経営状況を強いられており、ワクチン接種が進み、社会経済活動が本格的に回復するまでの間、後一押し、経営の下支えが必要な状況にある。

中小事業者が事業を継続し、雇用の維持を図ることができるよう、家賃支援給付金の再度の支給を行うとともに、事業規模や固定費の割合などを反映した新たな持続化給付金を創設し、事業者の置かれている状況に応じた支援を行うこと。

3. 産業雇用安定助成金の拡充について

- 産業雇用安定助成金について、在籍型出向による雇用維持を図るため、支給対象期間を延長するとともに、出向運営経費の対象の拡大を図ること。

4. 業務改善助成金の拡充について

- 長引くコロナ渦において、最低賃金の引き上げは地方の中小企業・小規模事業者に対して厳しい経営状況を強いることとなる。このため、最低賃金の引き上げを図る事業者を支援する業務改善助成金について、事業者の業況に応じ、よりきめ細かな支援が行われるよう、感染症の影響による特例的な要件の緩和・拡充を一層進めること。

5. 中小企業等への支援について

- 中小企業等がウィズコロナ・ポストコロナ時代における経済社会の変化に対応するためには、思い切った業態転換や事業再構築・生産性向上が必要である。そのため、中小企業等事業再構築促進事業や中小企業生産性革命推進事業について、できるだけ多くの事業者が活用できるよう予算規模のさらなる拡大を図ること。

6. 観光事業支援について

- 地域観光事業支援については、本年4月の開始以降、観光需要喚起策として効果があった一方、感染拡大の影響が長期化する中で、未だ十分な活用ができていない自治体が数多くある。このため、感染状況に応じて利用期間を延長するとともに、近隣県域での旅行を対象に加えるなど、柔軟かつ弾力的に運用できるような制度とすること。

また、感染状況を踏まえながら GoTo トラベル事業をできるだけ早期に再開するとともに、その際には、期間や内容などについて都道府県と事前に十分な情報共有を行うこと。

7. 交通事業者への支援について

- 感染症の影響を大きく受けている地域の公共交通事業者や空港運営事業者に対し、現下の危機的状況を乗り切るための支援はもとより、事業者が経営を安定させるまでの間、事業規模に応じた手厚い経営支援を行い、息の長い支援を行うこと。

また、平時から厳しい経営状況にある JR 四国について、令和 3 年度をもって終了する国鉄民営化時からの「二島特例」や「承継特例」を継続すること。

8. 個人事業主やフリーランスの方への収入減に対する支援の拡充について

- 感染症の影響により収入が減少している個人事業主やフリーランスなど、既存の制度を活用することのできない方へのさらなる支援策を講じること。

9. ブロードバンドの整備や維持管理のための支援制度の拡充について

- コロナ禍において急速に普及したテレワークや、取組が進展した遠隔教育、遠隔医療などは、今後、ますます活用の拡大や多様化が進んでいくと見込まれる。こうした中、政府が掲げる「デジタル田園都市国家構想」を実現するためには、光ファイバ等を基盤とするブロードバンドサービスが不可欠である。

このため、

- ・極めて不利な地理的・財政的条件にある地域における光ファイバ等の「整備費」についても、ユニバーサルサービス交付金の費用負担の対象経費とすること。
- ・仮に整備費が対象外となる場合でも、未整備地域の解消に向けた国による支援策（地方財政措置を含む）を引き続き講じるとともに、無線ブロードバンドによる整備等の当面の代替案も検討すること。
- ・交付金のユニバーサルサービス提供事業者への配分（補てん割合）については、中山間地域等の「条件不利地域に十分配慮」した方法とすること。

10. 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について

- 病床確保や臨時医療施設の設置など、今後の感染拡大に備えた対策を着実に実行できるよう、包括支援交付金の延長に関し、支援の範囲等の詳細を早急に示すとともに、必要な財政措置を確実に講じること。

また、認知症や要介護の新型コロナウイルス感染症患者は、食事や療養のための看護師の追加配置など手厚い看護を要するが、病状が同じであれば、認知症等でない患者と診療報酬が同じとなり、受入れに難色を示す医療機関が多い。このため、地方が独自に認知症等のコロナ患者を受け入れる医療機関に対して支援を行う場合も、包括支援交付金の対象とするなど、柔軟な運用を図ること。

令和3年10月22日

高知県知事 瀨田 省司

新型コロナウイルス感染症対策に関する提言

令和3年10月22日

高 知 県

- 令和3年度に高知県へ配分された交付金は、49.3億円。【参考：令和2年度 237.9億円】
- 本県では、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい影響を受けている事業者への支援や、社会・経済構造の変化に対応するための取組などを実施してきた結果、現時点で交付金の残額はゼロとなった。
- しかしながら、今後も引き続き、第6波への備えやコロナの影響で落ち込んだ地域経済の活性化対策などについて、取り組みを一層推進していく必要があることから、臨時交付金のさらなる増額が必要。

1. 今年度の主な活用事業

◆ 営業時間短縮要請対応臨時給付金 19.4億円

飲食店に対する時短要請等により影響を受けた取引先などを支援するため、売上高に応じた給付金を県独自に支給

[支給額：25万円～75万円／月、支援予定事業者数：延べ約7,600事業者]

◆ 雇用維持臨時支援給付金 4.3億円

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者を支援するため、事業規模に応じた給付金を県独自に支給

[社会保険料事業主負担分等を基礎に給付金を算定。支援予定事業者数：延べ約700事業者]

◆ 県内事業者の事業再構築に向けた取組を支援 11.9億円

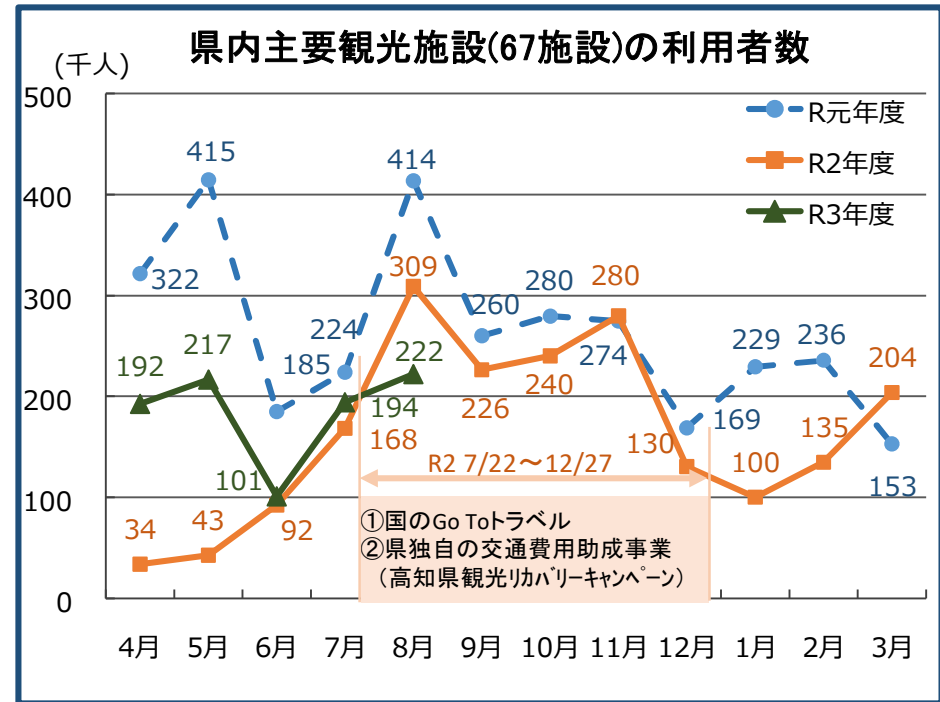
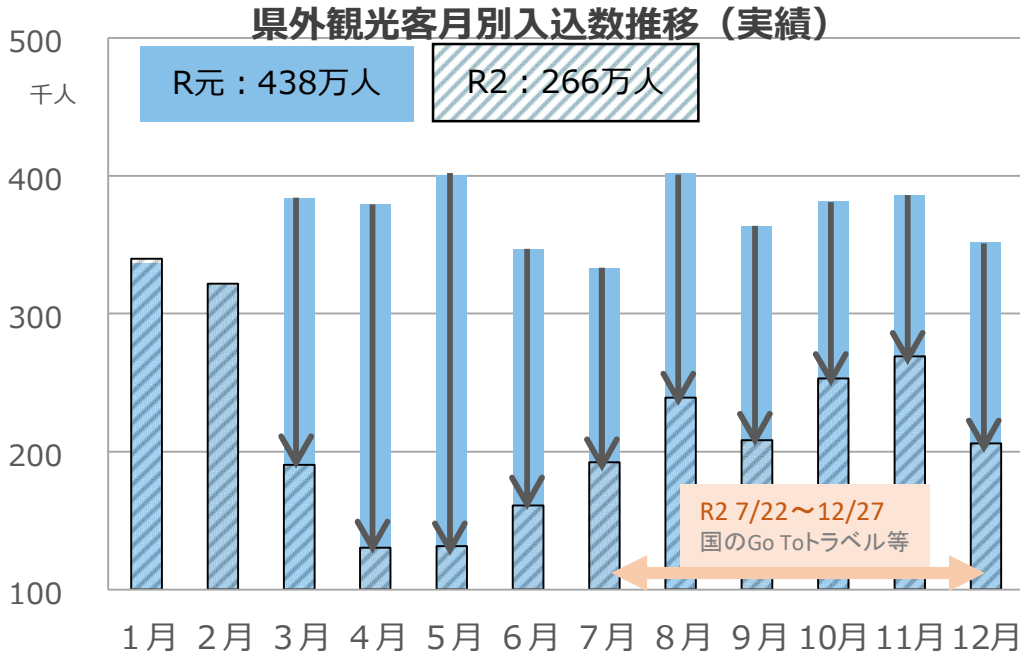
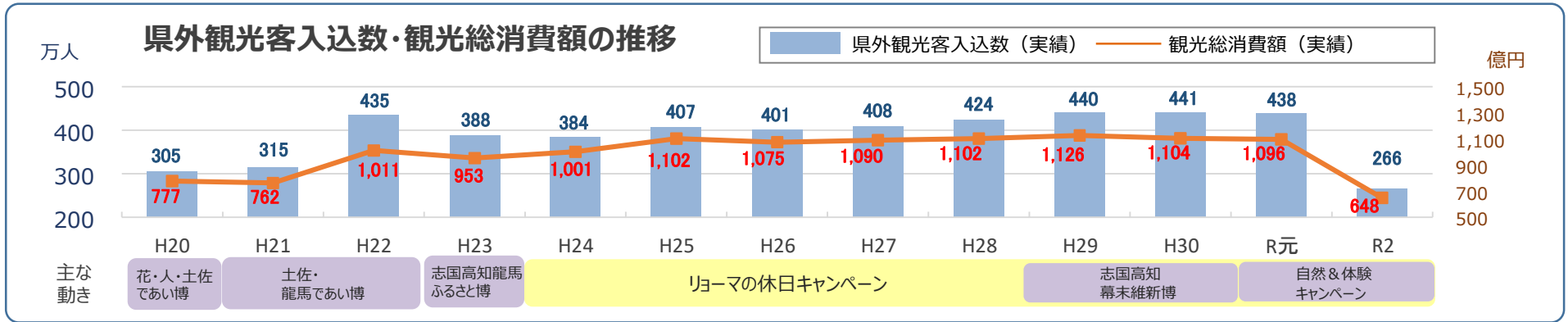
国の事業再構築補助金に加えて、県独自に、事業者が取り組む新分野展開や業態転換などを支援

◆ 飲食店等への第三者認証制度の導入 6.1億円

第三者認証制度の導入、認証店舗に対するインセンティブ支援など

2. 今後の活用見込

- 第6波に備えるための感染拡大防止対策や、影響を受けた事業者への更なる支援（給付金など）
- 社会経済活動の段階的な再開に向けた取組（観光需要の回復に向けた取組など）
- ウィズコロナ・アフターコロナ時代における経済や社会の構造変化に対応するための取組（デジタル化・グリーン化・グローバル化の取組など）



- 地域観光事業支援について、感染状況に応じて利用期間を延長するとともに、近隣県域での旅行を対象に加えるなど、柔軟かつ弾力的に運用できるような制度とすること。
- 感染状況を踏まえながらGo To Travel事業をできるだけ早期に再開するとともに、その際には、期間や内容などについて都道府県と事前に十分な情報共有を行うこと。

令和3年度 観光需要喚起に向けた誘客施策のロードマップ（案）

高知県

- ① 首都圏・関西圏をはじめとする緊急事態宣言等により、令和3年度上半期県内宿泊者数は大幅に落ち込んでいる。
(一昨年対比△44%、4～8月主要宿泊施設)
- ② 国によるGo To トラベルキャンペーンは当面再開の見通しがたっていない。
- ③ 民間の調査や旅行会社からのヒアリングによると、コロナ収束後は反動で一気に旅行需要が回復すると予想されている。



「高知観光トク割キャンペーン」、「高知観光リカバリーキャンペーン」の対象エリア拡大等により、コロナ収束後の旅行需要の回復に乗り遅れないよう需要喚起策を講じる。



ポイント

国と地方が連携しながら、**第6波への備えと社会経済活動の段階的な再開に向け、必要な対策を迅速に講じていくための提言。**

提言内容

1. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額について

→地方創生臨時交付金については、感染拡大の第5波への対応に加え、休業要請や外出自粛要請等により大きな影響を受けた事業者に対する支援策などを講じてきた結果、本県も含め全国で不足する見込みとなっている。今後の感染拡大への備えや落ち込んだ地域経済の活性化対策など、地方自治体が更なる取り組みを早急に推進することができるように、予備費からの充当も含め、臨時交付金の増額を行うこと。

2. 新たな持続化給付金の創設について

→感染症の影響により、旅館、ホテル、飲食店をはじめ、地方の中小企業は極めて厳しい経営状況を強いられており、ワクチン接種が進み、社会経済活動が本格的に回復するまでの間、後一押し、経営の下支えが必要な状況にある。中小事業者が事業を継続し、雇用の維持を図ることができるよう、家賃支援給付金の再度の支給を行うとともに、事業規模や固定費の割合などを反映した新たな持続化給付金を創設し、事業者の置かれている状況に応じた支援を行うこと。

提言内容

3. 産業雇用安定助成金の拡充について

→産業雇用安定助成金について、在籍型出向による雇用維持を図るため、支給対象期間を延長するとともに、出向運営経費の対象の拡大を図ること。

4. 業務改善助成金の拡充について

→長引くコロナ渦において、最低賃金の引き上げは地方の中小企業・小規模事業者に対して厳しい経営状況を強いることとなる。このため、最低賃金の引き上げを図る事業者を支援する業務改善助成金について、事業者の業況に応じ、よりきめ細かな支援が行われるよう、感染症の影響による特例的な要件の緩和・拡充を一層進めること。

5. 中小企業等への支援について

→中小企業等がウィズコロナ・ポストコロナ時代における経済社会の変化に対応するためには、思い切った業態転換や事業再構築・生産性向上が必要である。そのため、中小企業等事業再構築促進事業や中小企業生産性革命推進事業について、できるだけ多くの事業者が活用できるよう予算規模のさらなる拡大を図ること。

提言内容

6. 観光事業支援について

→地域観光事業支援については、本年4月の開始以降、観光需要喚起策として効果があった一方、感染拡大の影響が長期化する中で、未だ十分な活用ができていない自治体が数多くある。このため、感染状況に応じて利用期間を延長するとともに、近隣県域での旅行を対象に加えるなど、柔軟かつ弾力的に運用できるような制度とすること。
また、感染状況を踏まえながらGo Toトラベル事業をできるだけ早期に再開するとともに、その際には、期間や内容などについて都道府県と事前に十分な情報共有を行うこと。

7. 交通事業者への支援について

→感染症の影響を大きく受けている地域の公共交通事業者や空港運営事業者に対し、現下の危機的状況を乗り切るための支援はもとより、事業者が経営を安定させるまでの間、事業規模に応じた手厚い経営支援を行い、息の長い支援を行うこと。
また、平時から厳しい経営状況にあるJR四国について、令和3年度をもって終了する国鉄民営化時からの「二島特例」や「承継特例」を継続すること。

8. 個人事業主やフリーランスの方への収入減に対する支援の拡充について

→感染症の影響により収入が減少している個人事業主やフリーランスなど、既存の制度を活用することのできない方へのさらなる支援策を講じること。

提言内容

9. ブロードバンドの整備や維持管理のための支援制度の拡充について

→コロナ禍において急速に普及したテレワークや、取組が進展した遠隔教育、遠隔医療などは、今後、ますます活用の拡大や多様化が進んでいくと見込まれる。こうした中、政府が掲げる「デジタル田園都市国家構想」を実現するためには、光ファイバ等を基盤とするブロードバンドサービスが不可欠である。

このため、

- ・極めて不利な地理的・財政的条件にある地域における光ファイバ等の「整備費」についても、ユニバーサルサービス交付金の費用負担の対象経費とすること。
- ・仮に整備費が対象外となる場合でも、未整備地域の解消に向けた国による支援策（地方財政措置を含む）を引き続き講じるとともに、無線ブロードバンドによる整備等の当面の代替案も検討すること。
- ・交付金のユニバーサルサービス提供事業者への配分（補てん割合）については、中山間地域等の「条件不利地域に十分配慮」した方法とすること。

10. 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について

→病床確保や臨時医療施設の設置など、今後の感染拡大に備えた対策を着実に実行できるよう、包括支援交付金の延長に関し、支援の範囲等の詳細を早急に示すとともに、必要な財政措置を確実に講じること。

また、認知症や要介護の新型コロナウイルス感染症患者は、食事や療養のための看護師の追加配置など手厚い看護を要するが、病状が同じであれば、認知症等でない患者と診療報酬が同じとなり、受入れに難色を示す医療機関が多い。このため、地方が独自に認知症等のコロナ患者を受け入れる医療機関に対して支援を行う場合も、包括支援交付金の対象とするなど、柔軟な運用を図ること。